

個人情報保護委員会（第54回）議事概要

- 1 日時：平成30年2月14日（水）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、宮井委員、大島専門委員、麻田専門委員、成川専門委員、其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

4 議事の概要

（1）議題1：EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について

麻田専門委員、成川専門委員及び大島専門委員から、資料に基づき説明を行った。

嶋田委員から「短期間の間に28か国の調査にご尽力いただき感謝する。EU指定に向けて、各国の実態を細かく把握できただけでなく、我が国の状況をフェイス・トゥ・フェイスで伝えられたことは、大きな成果である。欧州委員会からの申越しにより追加となった3か国についても、引き続きよろしく願いたい」旨の発言があった。

丹野委員から「実態調査に加えて、意見交換により各国の実情を知ることができたこと、また、今回の調査を経て28か国のデータ保護機関と協力関係を構築できたことは大変有意義である。日EU間の個人データ移転の枠組み構築が実現した後も、EUのデータ保護機関と当委員会は引き続き連携協力を行っていく必要があるため、今回の調査を一種の弾みとして、関係を更に深めていきたい」旨の発言があった。

宮井委員から「昨年春から短期間でこれだけ見える化できたことは大きな成果であり、日本のプレゼンスの向上にもつながったのではないかと。今回の調査で確認できた、GDPRに対するEUのデータ保護機関の考え方等については、国内の事業者にとっても非常に貴重な情報になるため、引き続き細かく情報発信していければと思う」旨の発言があった。

また、堀部委員長から「欧州委員会による十分性認定の手續の中でも、EUのデータ保護機関が意見を表明する機会があるため、その意味においても、協力関係を強固なものにしていく必要がある。国際会議等の場も利用して、引き続き協力関係の強化に努めていきたい」旨の発言があった。

（2）議題2：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「年末以降、短期間でよくまとめたと思う。日EU間での

相互認証が実現しても、本ガイドラインが国内の事業者の活動を阻害するようでは本末転倒になるため、そのようなことのないよう、パブリックコメントを踏まえつつ、必要に応じて実務的なQ & Aを作成していきたい。また、今後も事業者に対してていねいに説明を行っていきたい」旨の発言があった。

また、堀部委員長から「一昨年来続けてきた相互認証に係る作業もいよいよ最終局面にきている。欧州委員会との最終合意に向けて、引き続き必要な作業を進めていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、パブリックコメントに付すことについて了承された。

以上